

守山市配食サービス業務にかかる仕様書

1 目的

配食サービスを実施することにより、対象者の自立と生活の質の確保を図る。

2 対象者

守山市健康福祉部長寿政策課（以下「長寿政策課」という。）が定めた守山市配食サービス利用者

3 業務内容

(1)業務により提供する配食サービス（以下「サービス」という。）の内容は、昼食、夕食またはその両方を必要に応じて週5日（月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除くことができる。）を限度として宅配の方法により提供するものとする。

(2)サービスには、調理、宅配と併せて利用者の安否確認等を含むものとする。

(3)配食の方法は、原則利用者への手渡しとし、利用者の安否確認やコミュニケーションにできる限り応じること。

(4)調理は、以下のとおりとする。

ア 普通食

ごはんとおかずを合わせ、カロリー数として500kcalから700kcalまでの範囲内で高齢者の低栄養改善につながるものとし、かつ、可能な限り食べやすく季節感を取り入れたものとする。

イ 配慮食

嚥む力・飲み込む力が弱り、普通食の食事が困難な高齢者および病気療養中など栄養価の調整が必要な高齢者の低栄養改善につながるものとし、かつ、可能な限り食べやすく季節感を取り入れたものとする。

(5)原材料等の配食にかかる実費分は利用者負担とし、それ以外の経費は長寿政策課の負担とする。この場合において、利用者の負担額については、業者が直接利用者から徴収するものとする。

(6)配食の容器は、可能な限り利用者がおいしく食べられるよう工夫をすること。

(7)容器は回収すること。また回収の時間は、可能な限り利用者の要望に応じること。

(8)業務の実施に必要な配食容器、配食車輛等に係る費用は、業者の負担とする。

(9)配食の献立表は事前に作成し、長寿政策課に提出するとともに、利用者に配付し、注文の取りまとめおよびキャンセルの調整は業者で行うこととする。ただし、キャンセルについては、利用者が高齢者であることを踏まえ最善の方法をとること。

(10)配食先で利用者に異常があったとき、または利用者がこのサービスの辞退等を

申し出たときは、直ちに長寿政策課に連絡すること。

(11)利用者から利用に関する意見等を徴し、利用者の希望に添うように配食内容等の改善に努めること。

(12)委託業者が変更となる場合は、すみやかに業務の引継ぎを行うこと。

(13)業者は長寿政策課が定める実績報告書の様式を使用し、毎月 10 日までに前月分のサービス内容（利用者の安否確認やコミュニケーション内容）を報告すること。

(14)サービス提供に伴うトラブルは、業者の責任で解決すること。

(15)配食内容の確認のため長寿政策課が配食弁当を提示する旨の連絡をしたときは、長寿政策課に持参すること。

(16)サービスに係る調整等について、常に長寿政策課と連携を取ること。

(17)厚生労働省が定める「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（別紙）に適合すること。

(18)利用者に対して配食の安全性の確保、特に食中毒の防止について周知すること。

4 その他

(1)調理業務および宅配業務の再委託は認めない。

(2)契約日から履行開始までの期間を準備期間とする。提供を受けた個人情報適切に管理し、円滑な業務開始に努めること。